農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一七、三七七人」を「一六、九一九人」に改め、同表林野庁の項中「五、〇六七人」を「四、九四四人」に改め、同表水産庁の項中「八九三人」を「八七〇人」に改め、同表合計の項中「二三、三三七人」を「二二、七三三人」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の農林水産省定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　新規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同表に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に定めるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十五年六月三十日までの間	一七、〇三四人
	平成二十五年七月一日から同年九月三十日までの間	一七、〇〇二人
	平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一六、九六九人

○農林水産省令第三十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十条の三の三第二項の規定に基づき、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の七第二号中「農業者戸別所得補償交付金」を「経営所得安定対策交付金」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農業災害補償法施行規則第四十七条の七第二号の規定は、平成二十五年産の麦に係る農作物共済の共済関係から適用するものとし、平成二十四年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係についての農業災害補償法第百五十条の三の三第二項の農林水産省令で定める収入金額については、なお従前の例による。

○農林水産省令第三十七号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第二項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「農業者戸別所得補償交付金」を「経営所得安定対策交付金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十八号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項及び第二十条第二項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十七人」を「五十二人」に改める。

第三条の見出し中「管理官」の下に「、企画官」を加え、同条第一項中「五人」の下に「、企画官一人」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　企画官は、職員の雇用に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第七条第一項中「一人」を「二人」に改め、同条第二項中「厚生専門官は」の下に「、命を受けて」を加える。

第十二条第一項中「四十二人」を「四十三人」に改める。

第十五条を次のように改める。

（検査評定調整官）

第十五条　調整課に、検査評定調整官一人を置く。

2　検査評定調整官は、協同組合等検査（次条第二項に規定する協同組合等検査をいう。）の評定に係る審査及び連絡調整に関する事務を行う。

第十六条第一項中「九十八人」を「九十二人」に改める。

第二十条第一項中「四人を」を「五人を」に改める。

第二十一条第一項中「一人及び」を「二人及び」に改め、同条第六項中「、命を受けて」を削る。

第二十六条の見出し及び同条第一項中「、国際専門官」を削り、「及び商品取引専門官」を「、商品取引専門官及び総合取引専門官」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同条に次の一項を加える。

11　総合取引専門官は、金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二十八条の見出し中「及び海外展開専門官」を「、海外展開専門官及び輸入規制対策専門官」に改め、同条第一項中「及び海外展開専門官三人」を「、海外展開専門官二人及び輸入規制対策専門官一人」に改め、同条第六項中「事項」の下に「（海外における輸入の規制に対する対策に関することを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　輸入規制対策専門官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち海外における輸入の規制に対する対策に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三十二条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第三十五条の見出し中「指導官」を「生産専門官、指導官」に改め、同条第一項中「貿易業務課に」の下に「、生産専門官一人」を加え、第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　生産専門官は、貿易業務課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第四十三条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第四十六条第一項中「七人」を「八人」に改め、同条第二項第一号中「農業者戸別所得補償交付金」を「経営所得安定対策交付金」に改める。